

米軍基地関係特別委員会記録
<第3号>

令和4年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和4年3月30日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 令和4年3月30日 水曜日
開 会 午後2時6分
散 会 午後2時26分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 議員提出議案第3号 那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書
- 2 議員提出議案第4号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書
- 3 議員提出議案第5号 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議

出 席 委 員

委 員 長	照 屋 守 之 君
副 委 員 長	照 屋 大 河 君
委 員	小 渡 良 太 郎 君
委 員	島 尻 忠 明 君
委 員	仲 里 全 孝 君
委 員	仲 村 家 治 君
委 員	又 吉 清 義 君
委 員	山 里 将 雄 君

委員 瀬 長 美佐雄 君
委員 比 嘉 瑞 己 君
委員 新 垣 光 栄 君
委員 仲 村 未 央 さん
委員 金 城 勉 君
委員 當 間 盛 夫 君

委員外議員 なし

○照屋守之委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

議員提出議案第3号那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書、議員提出議案第4号那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書及び議員提出議案第5号那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議を一括して議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の審査の方法等について協議)

○照屋守之委員長 再開いたします。

ただいま議題としました議員提出議案第3号から同第5号までについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、提案理由の説明は省略し、これから直ちに質疑に入ることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑の有無について確認したところ、質疑のないことが確認された。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決順序及び方法について確認が行われ、一事不再議の原則により可決の可能性が高い議案から裁決に付し、これが可決されれば他方の議案は議決不要とすること、意見討論があれば意見討論を行った後、挙手により採決を行うことで意見の一致を見た。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

これより、議員提出議案第4号那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書及び議員提出議案第5号那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する抗議決議の議案2件を一括して採決いたしますが、その前に意見・討論はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 今回のその3号、4号、5号については、極力全会一致にまとめてほしいということをお願いしてきたのですが、残念ながらそういう形になっておりますので、私は退席をしたいと思います。

○照屋守之委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 残念ながら同じ案件対峙しているというふうにあるのですが、同じ那覇軍港の意見書でもありますので、できるだけ意見は一致すべきだったというふうに思いますが、審議もない中でのこの意見書というところもありますので、我々も退場したいと思います。

○照屋守之委員長 休憩いたします。

(休憩中に、金城勉委員及び當間盛夫委員退室)

○照屋守之委員長 再開いたします。

ほかに意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 意見、討論なしと認めます。

以上で、意見、討論を終結いたします。

○照屋守之委員長 これより、議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号の議案2件を一括して採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○照屋守之委員長 挙手多数であります。

よって、議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号が可決されましたので、議員提出議案第3号については、議決不要となります。

休憩いたします。

(休憩中に、金城勉委員及び當間盛夫委員入室)

○照屋守之委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 照 屋 守 之